

新旧対照表〔2024年12月1日実施〕

■ほくでんガスプラン for au 立替払いサービス請求規約

旧	新	備考												
<p>第9条（収納手数料の負担等）</p> <p>お客さま等が、料金その他の債務について、支払期日又は求償債務支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）</td> <td>税抜額 300 円（税込額 330 円）</td> </tr> <tr> <td>2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u></td> <td><u>収納代行機関</u>が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円（税込額 330 円）	2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u>	<u>収納代行機関</u> が定める額	<p>第9条（収納手数料の負担等）</p> <p>お客さま等が、料金その他の債務について、支払期日又は求償債務支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）</td> <td>税抜額 300 円 （税込額 330 円）</td> </tr> <tr> <td>2 当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</td> <td>金融機関等が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分1に定める手数料の負担を要しません。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円 （税込額 330 円）	2 当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口 において支払う場合	金融機関等 が定める額	<p>表を以下のとおり変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人契約」並びに「払込取扱票を用いてコンビニエンスストアで支払う場合又は Pay B 支払の場合」、期日後料金支払手数料が発生する区分1へ変更。 ・期日後料金支払手数料が発生せず、金融機関への手数料が発生する支払方法「金融機関口座への振込」および「金融機関窓口での支払い」を区分2で明記。
区分	手数料の額													
1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円（税込額 330 円）													
2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u>	<u>収納代行機関</u> が定める額													
区分	手数料の額													
1 2 以外の場合 （期日後料金支払手数料）	税抜額 300 円 （税込額 330 円）													
2 当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口 において支払う場合	金融機関等 が定める額													
<p>第10条～第17条（略）</p>	<p>第10条～第17条（略）</p>													
<p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、2024年10月1日から実施します。</p>	<p>附則</p> <p>1. 実施期日</p> <p>本規約は、2024年12月1日から実施します。</p>	<p>実施期日を変更</p>												

■東電ガスとくとくガスプラン for au 立替払いサービス請求規約

旧	新	備考												
<p>第9条（収納手数料の負担等） お客さま等が、料金その他の債務について、支払期日又は求償債務支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="87 341 864 571"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u></td> <td><u>収納代行機関</u>が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>第 10 条～第 17 条 (略)</p> <p>附則 1. 実施期日 本規約は、2024 年 10 月 1 日から実施します。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u>	<u>収納代行機関</u> が定める額	<p>第9条（収納手数料の負担等） お客さま等が、料金その他の債務について、支払期日又は求償債務支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="916 341 1693 604"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</u></td> <td><u>金融機関等</u>が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p> <p>第 10 条～第 17 条 (略)</p> <p>附則 1. 実施期日 本規約は、2024 年 12 月 1 日から実施します。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <u>当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</u>	<u>金融機関等</u> が定める額	<p>表を以下のとおり変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人契約」並びに「払込取扱票を用いてコンビニエンスストアで支払う場合又は Pay B 支払の場合」、期日後料金支払手数料が発生する区分 1 へ変更。 ・期日後料金支払手数料が発生せず、金融機関への手数料が発生する支払方法「金融機関口座への振込」および「金融機関窓口での支払い」を区分 2 で明記。 <p>実施期日を変更</p>
区分	手数料の額													
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)													
2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u>	<u>収納代行機関</u> が定める額													
区分	手数料の額													
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)													
2 <u>当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</u>	<u>金融機関等</u> が定める額													

■カテエネガスプラン for au 立替払いサービス請求規約

旧	新	備考												
<p>第9条（収納手数料の負担等） お客さま等が、料金その他の債務について、支払期日又は求償債務支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u></td> <td><u>収納代行機関</u>が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u>	<u>収納代行機関</u> が定める額	<p>第9条（収納手数料の負担等） お客さま等が、料金その他の債務について、支払期日又は求償債務支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 70%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</u></td> <td><u>金融機関等</u>が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <u>当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</u>	<u>金融機関等</u> が定める額	<p>表を以下のとおり変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人契約」並びに「払込取扱票を用いてコンビニエンスストアで支払う場合又は Pay B 支払の場合」、期日後料金支払手数料が発生する区分 1 ～変更。 ・期日後料金支払手数料が発生せず、金融機関への手数料が発生する支払方法「金融機関口座への振込」および「金融機関窓口での支払い」を区分 2 で明記。 <p>実施期日を変更</p>
区分	手数料の額													
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)													
2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u>	<u>収納代行機関</u> が定める額													
区分	手数料の額													
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)													
2 <u>当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</u>	<u>金融機関等</u> が定める額													
<p>第 10 条～第 17 条 （略）</p> <p>附則 1. 実施期日 本規約は、2024 年 10 月 1 日から実施します。</p>	<p>第 10 条～第 17 条 （略）</p> <p>附則 1. 実施期日 本規約は、2024 年 12 月 1 日から実施します。</p>													

■関電ガスなっくプラン for au 立替払いサービス請求規約

旧	新	備考												
<p>第9条（収納手数料の負担等）</p> <p>お客さま等が、料金その他の債務について、支払期日又は求償債務支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u></td> <td><u>収納代行機関</u>が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u>	<u>収納代行機関</u> が定める額	<p>第9条（収納手数料の負担等）</p> <p>お客さま等が、料金その他の債務について、支払期日又は求償債務支払期日の経過後に支払う場合、料金収納に係る費用として次表に定める額の手数料を負担していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)</td> <td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</u></td> <td><u>金融機関等</u>が定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 その他当社が別に定める条件に該当するときは、区分 1 に定める手数料の負担を要しません。</p>	区分	手数料の額	1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)	2 <u>当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</u>	<u>金融機関等</u> が定める額	<p>表を以下のとおり変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人契約」並びに「払込取扱票を用いてコンビニエンスストアで支払う場合又は Pay B 支払の場合」、期日後料金支払手数料が発生する区分 1 ～変更。 ・期日後料金支払手数料が発生せず、金融機関への手数料が発生する支払方法「金融機関口座への振込」および「金融機関窓口での支払い」を区分 2 で明記。
区分	手数料の額													
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)													
2 <u>払込取扱票を用いてコンビニエンスストアにおいて支払う場合</u>	<u>収納代行機関</u> が定める額													
区分	手数料の額													
1 2 以外の場合 (期日後料金支払手数料)	税抜額 300 円 (税込額 330 円)													
2 <u>当社指定の金融機関口座への振込又は金融機関の窓口において支払う場合</u>	<u>金融機関等</u> が定める額													
<p>第 10 条～第 17 条（略）</p>	<p>第 10 条～第 17 条（略）</p>													
<p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本規約は、2024 年 <u>10</u> 月 1 日から実施します。</p>	<p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>本規約は、2024 年 <u>12</u> 月 1 日から実施します。</p>	<p>実施期日を変更</p>												